

条 例

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十号

埼玉県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県地方警察職員定数条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（定数外の職員）」を付し、附則に次の一項を加える。

（職員の定数の特例）

3 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、次の各号に掲げる職員の定数は、第二条第一項の規定にかかわらず、同項で定める職員の定数に、それぞれ当該各号に定める数を加えた定数とする。

- 一 警部 一人
- 二 警部補及び巡査部長 三人
- 三 警察官以外の職員 二人

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。